

鳥取県告示第110号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年2月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率
利子補給率を上乗せする資金 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.175パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	利子補給率を上乗せする率 規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が <u>年0.20パーセント</u>
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年</u> を超える <u>8年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年</u> を超える <u>7年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年</u> を超える <u>9年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年</u> を超える <u>9年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> を超える <u>11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> を超える <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超える <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超える <u>11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超える <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超える <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超える <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超える <u>14年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.6パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.6パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.65パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.65パーセント